

広島県告示第六十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

北広島町豊平病院	名 称	山県郡北広島町阿坂四七 ○五番地	所在地	平成二六年一月三〇日	効力を有する期限	更新	備考
----------	-----	---------------------	-----	------------	----------	----	----